

令和4年第1回稲城市教育委員会定例会

1 令和4年1月25日、午後2時30分から、稲城市役所6階601・602会議室において、令和4年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 石田 昭男

教育指導担当部長 大川 優

教育総務課長 佐藤 知子

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 奥谷 庸子

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 中島 由美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第1号議案

「令和4年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」

(5) 日程第5 第2号議案

「稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」

(6) 日程第6 第3号議案

「令和3年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和2年度事務事業）について」

(7) 日程第7 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和4年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 令和4年1月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
2 学校開放事業について（12月分）

学務課長 　1 不登校による欠席児童・生徒数について（12月分）
2 学校給食費未納者に督促状発付について
3 債権差押命令申立てについて
4 令和3年度児童・生徒数・学級数について（令和4年1月1日現在）

指導課長 　1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 　1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 成人式関係について
5 文化財の保護と普及について
6 生涯学習推進事業について

- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室参加状況について（11月分）
- 9 公民館主催事業の実施状況について
- 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 11 生涯学習課利用統計について（公民館 12 月分、iプラザ 11 月分）

学校給食課長

- 1 2 学期の学校給食終了について
- 2 3 学期の学校給食開始について
- 3 大空町との交流事業について
- 4 令和 3 年度南山小学校保健委員会について
- 5 給食残渣リサイクル施設視察について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催行事について
- 4 巡回資料展示会について
- 5 資料展示について
- 6 城山体験学習館の主な事業について
- 7 地域との連携について
- 8 学校との連携について
- 9 図書館の利用状況について（12月分）

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第 4 第 1 号議案「令和 4 年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を議題といたします。

本案につきましては人事案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案は非公開といたします。これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

（これより第 1 号議案は非公開審議）

(これにて第1号議案の非公開審議は終了)

※関係者以外の職員と傍聴者は入室する。

教育長 再開いたします。

これより、第1号議案「令和4年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を採決いたします。

本案を提案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、第2号議案「稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を議題といたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会の設置等について必要な事項を定める必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、資料のほうをご覧ください。

また、議案関係資料の3ページ目に議案概要説明書がありますので、こちらも見てくださいながらこの規則案につきましてご覧いただければと思っております。

まず、説明書のほうの概要でございますが、本案は、学校運営協議会の組織及び運営に必要な事項を規定するため、稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会の設置等に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、第2号議案を1枚めくっていただきまして、実際の案のほうをご覧くださいと思います。

第1条には本規則の趣旨を規定いたしました。

続きまして、第2条でございますが、こちらには協議会の目的を規定いたします。目的としましては、協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、稲城市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進

することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとするというふうにより目的を規定させていただきたいと考えております。

第3条、こちらは協議会の設置について規定しております。

続きまして、第4条、こちらは協議会の組織について規定しております。内容といたしましては、まず協議会の委員、こちらを5人以上10人以内というふうに範囲を設定させていただいております。そして、対象学校の校長の推薦により教育委員会がその委員を任命するとしております。その候補となる者ですが、(1)から(6)までございます。(1)対象学校の所在する地域の住民、(2)対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、(3)地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、(4)対象学校の校長、(5)対象学校の教職員、(6)前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者としております。

続きまして、第5条、こちらは協議会委員の任期について規定しております。基本的には1年以内、再任は妨げないとしております。

第6条、こちらは協議会委員の報酬について、規定するものでございます。こちらは、稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中で規定することとし、こちらは令和4年第1回定例市議会のほうで上程予定でございます。

第7条、協議会委員の守秘義務等について規定しております。

第8条、協議会委員の解任について規定している内容でございます。

第9条、協議会委員の会長及び副会長について規定しているものでございます。

続きまして、第10条、協議会の学校運営に関する基本的な方針等の承認について規定するものでございます。

こちらは5ページから6ページにちょっとまたいでおりますが、6ページをご覧ください。

主に三つ、(1)教育課程の編成に関する事、(2)学校の経営計画に関する事、(3)学校の組織編成に関する事でございます。

続きまして、第11条、協議会の学校運営等に関する意見の申出について規定している内容でございます。詳細でございますが、第11条、協議会は、対象学校の運営について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる、2、協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の任用に関する事項(次に掲げるものを除く。)について、教育委員会を経由し、任命権者に対して意見を述べることができるとなっております。先ほどの「次に掲げるものを除く」の内容がこの(1)、(2)になります。(1)分限及び懲戒に関する事、(2)特定の個人に関する事、こちらを除くというふうにしております。

続きまして、第12条、教育委員会の議事について規定している内容でございます。

続きまして、第13条、協議会の会議の公開について規定している内容でございます。

第14条、協議会の住民の参画の促進等のための情報提供について規定しているものでございます。

第15条、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置について規定している内容でございます。

第16条、協議会の運営に必要な事項について規定するものでございます。

最後、第17条、協議会の委任について規定している内容でございます。

また、付則としまして、第1条、第2条、第3条について載せさせていただく内容で、この規則について議案を上程させていただいている次第でございます。

説明につきましては以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 付則のほうについてもご説明をいただけますか。

指導課長 それでは、先ほど第2号の議案、詳細な規則案の7ページ目です。付則についてでございますが、施行期日、第1条、この規則は、令和4年4月1日から施行する。第2条が準備行為、学校運営協議会の設置等に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても、行うことができる。そして、第3条、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部改正ということで、稲城市立学校の管理運営に関する規則、8ページに行きまして、その一部を次のように改正するというので、第12条の4を削り、第12条の5を第12条の4とし、第12条の6を第12条の5とするというふうになっております。

以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

今ご説明いただきました第3条、稲城市立学校の管理運営に関する規則のどんな内容が削られるのか、この学校運営協議会設置に伴ってということだと思いますので、それについてもお願いします。

教育長 指導課長。

指導課長 こちらは議案関係資料をご覧ください。5ページ目でございます。稲城

市立学校の管理運営に関する規則の新旧対照表でございます。

右側の旧をご覧くださいますと、学校運営連絡協議会というのが第12条の4にございました。こちらは、学校運営協議会が設置されることによりこの学校運営連絡協議会は廃止されますのでこの第12条の4が削られるということで、それ以降のものが繰り上がるということになります。

以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

それでは、これに関してまた教えてください。今度新しい学校運営協議会が令和4年4月1日の時点で全校スタートの予定なのか、それによって学校運営連絡協議会が残るところもあるのかなど、勝手な推測ですけれども思っております。全校スタートでしたらこれが全く廃止ということになるんでしょうけれど、校長の申請ということですので、校長がまだ準備期間ということで、あるいは申請をしない学校があるとしたら、そのところはどうするのかも含めて、そういった学校が起きた場合、学校運営連絡協議会はもう一斉に廃止でいいのかということを確認させてください。

二つ目、関連してですけれど、これは新たな規則の付則に載せられているわけですが、稲城市立学校の管理運営に関する規則それ自体の改正の議案というのは今後予定されているのかということを確認させてください。

もう一点関連して、この新旧対照表の下に稲城市立学校の管理運営に関する規則の第12条の5が第12条の4になっているという、これは学校評価の項目があるわけですが、これは文面に関係なかったです。従来、学校運営連絡協議会は学校の評価を、学校関係者評価を行う機関であったかと思っておりますけれど、そうしますと学校運営連絡協議会が廃止になりますと学校関係者評価を行う機関はどこになるのかということ、3点お願いします。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、令和4年4月1日段階での学校運営協議会でございますが、教育委員会としましては令和4年度に全ての小・中学校に学校運営協議会を設置するというところで準備をしております。4月1日から運用ということを目指しているところではございますが、学校運営連絡協議会が残るということは想定しておりません。会自体のスタートは例えば5月とかにスタートするとしても、その準備段階はもう4月1日にできていると、こちらとしては考えております。また、その委員に関する推薦等も今年度中に各学校長には上げていただくように準備を進めている段階でございます。

二つ目の稲城市立学校の管理運営に関する規則の変更につきましては、この稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の付則をもって改正するというので、併せて審議をさせていただくというふうに考えております。

それから、3点目の学校評価の関係者評価でございますが、学校運営協議会の中でその役割も果たしていただくことをこちらとしては考えて進めている次第でございます。ですので、学校評価につきましても関係者評価はこのまま継続されるというふうにこちらとしては準備をしております。

以上です。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 令和4年4月にできるだけ早くスタートだというその意気込みを大変感じました。私たちも応援したいと思います。

2点目の運営規則の改正については、そうしますと、例えば稲城市立学校の管理運営に関する規則を今後、書面を、例えばダウンロードした場合には、その下のほうに、今回、本日これが通ったらこの日付で改正したということが載って改正という扱いになるということのわけですね。

教 育 長 暫時休憩。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。
指導課長。

指導課長 今のご質問の件でございますが、稲城市立学校の管理運営に関する規則の変更につきましても、こちら今回上程しております稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の付則をもって変更するという事になっております。よって、稲城市立学校の管理運営に関する規則のほうにも付則としてその変更が載ることになります。本日のこの議案が通りましたら、施行日で変更されるということでございます。

以上です。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 よく分かりました。ありがとうございました。

教 育 長 ほかに。
三戸委員。

三戸委員 第4条の委員の任命についてお尋ねいたします。この(1)から(6)番までの中に対象学校の校長というのが入っていきまして、これを申請するのは対象学校の校長という形になっておりまして、一般的な感覚から言いますと、推薦する人がまた本人を推薦する自薦という形になるかなと思うんですけど、それはあくまでこういった形式的に校長が入る場合も教育委員が任命するという事で理解してよろしいでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 学校長につきましては必ず委員として入っていただく必要がありますので、こちらに改めて明記をさせていただきました。自薦ということになるかと思いますが、そのような経緯がございます。
以上です。

教育長 三戸委員。

三戸委員 了解いたしました。ちょっと法律用語の表記の仕方、私は詳しくないので分かりづらく感じたんですけども、例えば学校長が必ず入るという形であれば、もう一方の書き方としては、まずは学校長を必ず加えるという形、それからそのほかの何名から何名を推薦によりという書き方も必要かなと思うんですけども、それについてはどのような理由でというか、このような書き方にしたか、ちょっとご参考までに教えていただきたいなと思います。

教育長 指導課長。

指導課長 こちらの規則を作成する上では、文書法制課にも相談をし、教育総務課にも相談をした上でこのような表記としております。こういう規則や条文というのは分かりづらいということがあるということは私も聞いておりますが、一応これで申し分ないということは確認しております。
以上です。

教育長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。
そういった専門家の方の手法というか根本的な文書という形で理解できました。

教育長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 言葉の文言について、三つほど確認させてください。

第1条、第2条ですが、多くの規則はこのような内容が第1条に、これ規則がどんなものかという場合は、目的ということが多いかなと思っております。第2条のようなここにおいて設置する会議そのものが何にするのかということについては、こちらのほうに趣旨という言葉が使われていることが一般的かなというふうに思っておりますけれど、これを第1条のこの内容について趣旨、第2条の内容について目的としたのには何かお考えがあるのかどうか、その辺を私も勉強させていただきたいので伺いたいと思います。これが一つ目と二つ目、第1条と第2条です。

もう一点、第4条の(3)地域学校協働活動推進員ですけれど、総合教育会議のときもこれは話題になったということを記憶していますけれど、具体的にもうちょっとだけ教えてください、この地域学校協働活動推進員には例えばどんなメンバーがいるのかということです。

以上、お願いします。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、第1条と第2条の順番ということにつきましては。

杉本委員 すみません、順番じゃないです。

指導課長 内容ですか。

杉本委員 そうです。その趣旨と目的という、この文言についてです。

指導課長 文言につきましては必ずこうでなければならないという決まりの下でこちらで当てたわけではございませんが、ただ、今回、学校運営協議会を設置するということについてなぜそれが必要だったかという趣旨について、まず最初に述べるべきかと思い第1条としました。その次に、この協議会がどんな目的の下で行われるものかということをしかりと明記するため、第2条に協議会の目的というものを設定させていただいた次第でございます。

第4条の(3)につきましては、地域学校協働活動推進員、こちらは稲城市でいいますと学校支援コンシェルジュ、それからスクールガードリーダー、それから放課後子ども教室の構成員、そういった方々が当てはまるというふうに考えております。

以上です。

杉本委員 ありがとうございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 第1条、第2条、私の説明の仕方があまりよくなかったですね。この趣旨という言葉が、よくあるのが目的という言葉で自治体等で作られている規則関係は多いのではないかと思います、目的ということが多い中でなぜ趣旨という言葉を選んだのか。第2条につきましても、こちらこそは趣旨という文言使用が多い中でなぜ協議会の目的という文言を選択したのか、そこのところを伺いたかったんですけれども、今伺っていますと、特にほかと比較した中であえてこの言葉を選択したということにはちょっと受け取れなかったんですけれども、でもこれは事務局の中で問題なしということで進められているのならやはり私はそれで結構です。特に大きな支障はないかなというふうには思っております。ただ、気にはなります。

教育長 暫時休憩。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
指導課長。

指導課長 改めまして、その第1条と第2条にある文言でございますが、こちらは必ずしも第1条のところの目的という表現でなければならないということはないということは文書法制課のほうにも確認しております。今回この趣旨というのを最初に持ってきたのは、やはりこの学校運営協議会を設置するというのがなぜ必要なのかというところをはっきりと打ち出したいという思いがあり、まず最初に趣旨という言葉でご説明をさせていただいて1条に入れました。そして、その次は協議会のやはり目的が明確であるべきだろうということですので、こちらに協議会の目的ということで第2条を設定させていただきました。

以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 はい、分かりました。

第1条、第2条、それぞれの言葉の受け止めが、これはどうしてもということではなく、やや主観的な部分も込められて許されるような部分と思いますので、私自身の個人的な考えが、やっぱり第1条のこれは何のためにこの規制設定する、趣旨じゃなくて目的だろうというふうな思いがござい

ますけれど、これについてはこういうふうにつくってくださったので特にもうこれ以上は申し上げません。

第4条の(3)の地域学校協働活動推進員についてですけれど、ご説明のようなお立場があるということは分かりましたけれど、それらについて一般市民の方がこの言葉で分かるように、稲城市としては既にこの地域学校協働活動推進員というのは例えば何らかの規則ですとか設置要綱等にあつて、これを見ればこれがどんなメンバーか分かりますよというふうに整っているのかどうか。そうでなければ、いきなりこの言葉をぼんと出してきてこのメンバーだということは、ちょっと市民の方にとって理解し難いかなと思います。その辺について確認させてください。

教 育 長 指導課長。

指導課長 この地域学校協働活動推進員、この定義につきましては関係する説明会場では詳細をご説明しております。また、こちらの規則には載っておりませんが、この推進員がどういう方々かというのが分かるような資料は用意した上で説明を今後進めてまいりたいと考えております。
以上です。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。

これについては文書の専門の方にもご示唆いただければと思いますけれど、例えばこの前後にある児童という文言、生徒、保護者、教職員、こういったものは全くの普通名詞ですので普通に載せて通じるものです。ただ、地域学校協働活動推進員となりますと固有名詞的な要素があるのではないかと思います。そういった言葉について他のこっちを見れば分かりますよということでもいいのかどうかということが引っかけかかりますが、どうなんでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中でも地域学校協働活動推進員という言葉が使われております。それを基に本市としてはこちらの委員の名称を入れた次第です。稲城市オリジナルとしてその具体的な推進員の方々については当然周知していく必要があると思いますので、それについては分かりやすく表記していく、または説明していくことを続けてまいりたいと思っております。

以上です。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

そうしますと、この地域学校協働活動推進員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められているという定義と全く同じということによるしいですか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 はい、そのとおりでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。

全くのそのとおりと先ほどご説明があったときに稲城としてはというふうなお話があったので、稲城としてまた違うメンバーが入るのかしらということがちょっと不安になったんですけれども、そういうことでなく、法で定められているものをここに全く同じということであればこれで構わないのかなとは思いますが。気持ちとしては、ここにもう少し分かりやすいように地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第何条に定められているというふうな引用等がありますと、ほかのところにも法のこれを引っ張ってきたということがあるように親切かなというような思いがいたしますけれど、でもこれで説明を市民向けに迷わないようにしていただけるというのでしたらよろしいかと思えます。

教 育 長 よろしいですか。

ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第2号議案「稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6、第3号議案「令和3年度稲城市教育委員会施策の点検・

評価（令和2年度事務事業）について」を議題といたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに公表する必要があるため、提案するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

令和3年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和2年度事務事業）について取りまとめましたので、ご説明させていただきます。資料は9ページから19ページ、議案関係資料、7ページをご覧ください。

初めに、資料の12ページをご覧ください。教育委員会施策の点検・評価についてご説明をさせていただきます。

点検・評価の概要でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会は、毎年、所管事務の管理及び執行状況について点検と評価を行うことが義務付けられております。稲城市教育委員会では、外部の行政運営評価委員会の知見を活用し、点検・評価を行うこととしております。

評価の対象につきましては、前年度に実施した事業の中から、各課1事業を選定します。

評価方法でございますが、各課作成による点検・評価票を基に、教育委員会事務点検評価委員会及び稲城市行政運営評価委員会から評価をいただき、教育委員会において総合評価をいたします。

今年度につきましては、令和3年7月の稲城市教育委員会事務点検評価委員会、また令和3年12月6日及び13日開催の稲城市行政運営評価委員会にてそれぞれ評価をいただいたところでございます。

今後の進め方でございますが、所管課は、教育委員会事務点検評価委員会及び行政運営評価委員会の評価、教育委員会の総合評価を踏まえまして、今後の事務事業の運営に活用いたします。

13ページをご覧ください。

令和3年度の教育委員会施策点検・評価対象事務事業一覧でございます。事業実施年度は令和2年度でございます。各課1事業で計6事業、教育委員会総合評価は全てB、現行の水準を維持し、着実に実施することが適当という評価になってございます。

14ページから19ページまでが各事業の点検・評価票でございます。以降の内容につきましては8月の教育委員会にてご説明させていただいておりますので、本日は右下の行政運営評価委員会の評価及び今後の進め方について説明をさせていただきます。

14ページをご覧ください。

初めに、教育総務課の植栽剪定委託でございます。

教育委員会事務点検・評価委員会の評価につきましては、3年ごとの定期選定に加え、現地を確認することにより、個々の学校の状況を的確に把握し、児童・生徒等に怪我がないように、安全な教育環境の維持に努めていただきたいとのことでした。

行政運営評価委員会の評価につきましては、倒木・枝折れ落下等による事故が0件であり、事業の成果が挙がっていると思われる。更なる学校環境保全及び安全な教育環境維持の観点から、市民が危険箇所を通報する仕組みや、学校によって点検状況に差が生じることをないように一律のマニュアルを検討することも考えられる。近年は災害が多く、気象状況によっては急な危険が迫ることもあるので、特に子どもに関わる事故がないよう、引き続き安全な教育環境の維持に努めていただきたいという評価をいただいております。

教育委員会の総合評価はB、今後の進め方につきましては、今後も稲城市立小・中学校樹木維持管理方針に基づき、適切な樹木管理を実施していくとともに、学校の日常点検等により把握した樹木の状況について、学校及び教育委員会で共有できる仕組みや、学校における樹木点検の基準の作成について検討していく、でございます。

続きまして、15ページ、学務課の就学時健康診断でございます。

教育委員会事務点検評価委員会の評価につきましては、就学時健康診断の受診率を100%に近づけるため、広報やSNS等も活用し、周知を徹底して漏れのないような受診体制を取っていただきたい。また、日常生活や学校生活に支障となるような疾病等の疑いのある児童を把握した後、当該児童が円滑に受診ができるように、的確に保護者に周知を行うことでございます。

行政評価委員会の評価コメントにつきましては、コロナ禍でも高い受診率を維持できたことは評価すべき点である。一方で、法律上、児童に受診義務はないため、受診率100%を目指すことが強く出過ぎないように注意していただきたい。健診内容として、心の健康に問題を抱える児童のスクリーニングのために専門家と協力することも考えられるほか、児童虐待の早期発見のため不審な点があれば注視していただきたい。また、医療機関への受診勧告があった場合、適切な治療を受けたか追跡調査を行うことが重要であり、それが事業成果の確認にもつながる。現時点で苦情はないとのことだが、アンケート調査を実施することで潜在的な苦情が分かり、更なる改善につながるケースもあるので検討していただきたい。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方につきましては、就学時健康診断の受診率を100%に近づけるため、広報やSNS等も活用し周知を徹底するとともに、受診しやすい対応に努める。また、特別に支援が必要な児童のスクリーニングに努めるとともに、受診勧告後の追跡調査やアンケート調査については、検討していく、でございます。

次に、16ページ、指導課の学校図書館活性化推進員事業でございます。

教育委員会事務点検評価委員会の評価につきましては、学校図書館活性化推進員との連携を深め、推進員に助言や支援を行うことができる体制を構築していくと共に、導入されたタブレットと紙媒体の読書との連携方法を模索し、児童・生徒の読書の推進につなげていただきたい、でございます。

行政運営評価委員会の評価でございます。全ての学校に推進員を継続配置し推進員の質の担保等に努めていることは評価できる。しかし、同事業には多額の費用に対して十分な成果が示されておらず、市民が納得できるよう成果を説明する必要がある。まず、成果指標は推進員を配置する前後の状況を比べることが望ましい。次に、他自治体の水準と比較して成果を評価する視点も重要である。他にも独自の指標を検討し、推進員の配置意義をアピールすることも考えられる。数値だけで示せない場合は、児童・生徒、教員の声や具体的な事業内容を成果として示すことも考えられる。更なる推進に向けて、図書館ボランティアとの連携、学校行事とのコラボ、研修の機会の創出等も検討していただきたい。中学生の本離れには、調べ学習を通じた本の活用も有効と考えるでございます。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方でございますが、本事業の成果が分かるように、実際の児童・生徒、及び教員等からの声や学校図書館司書を配置していない他地区とのデータを比較するようにする。また、タブレットを活用した読書推進の方法も今後研究していく、でございます。

次に、17ページ、生涯学習課の成人式事業でございます。

教育委員会事務点検評価委員会の評価につきましては、大人としての自覚と行動を促す大切な機会となる成人式を、これまでどおり今後も稲城市の新成人が適切な行動を行うことができるように、これまでの経験を踏まえて事業の実施をいただきたい。また、アンケートの取得方法等、ICTの活用等も検討を進めることとでございます。

行政運営評価委員会の評価につきましては、新成人代表の成人式実行委員が開催の2日前までリスク等を熟考したうえで開催を決定し、責任がとれる体制で準備を進めたことがよく伝わった。その部分を実績として示した方が「大人としての自覚と行動」を促す機会になったことが示せると考える。また、アンケート結果については、過年度の実績と比較したり、数値以外の部分で新成人が感じた開催意義についても触れていただくのがよい。今回のコロナ禍での対応を機に、今後は成人式に参加できなかった者に対して、その理由の把握とその者への配慮についても検討していただきたい。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方につきましては、今後も、二十歳の節目に、大人としての自覚と責任ある適切な行動を促すために必要な事業として実施していく。

実施にあたっては、これまでの経験を生かしつつ新たにICTを活用したアンケートの取得方法の検討や、さまざまな事情から式典に参加できない対象者への対応も検討していくこととする、でございます。

次に、18ページ、学校給食課の学校給食共同調理場整備事業でございます。

教育委員会事務点検評価の評価につきましては、学校給食共同調理場の運営経費について、委託の方法等も検討を行うと共に、今後施設や設備が老朽化していくことから、状況把握、内容精査を行い、経費節減に努め、継続して円滑に安全な学校給食の提供を行っていただきたい。

行政運営評価委員会の評価につきましては、「評価のポイント」の目的と結果が逆転しており、「円滑で安全な学校給食の提供」のために、適切に「維持・管理や修繕」が行われているかを評価することが重要である。委託業務が確実に履行され、それを行政が確認と検証ができることを成果指標で分かりやすく示すことが望まれる。同じ業者と継続して契約している事情についても、説明する必要がある。また、保守点検以外に施設の環境整備についても力を入れていることを明示することにより「安全」であることが伝わりやすいと考える。「安全」には同時に「安心」もついてくるので、子どもの保護者が安心できるような情報を発信していくことが不可欠である。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方につきましては、給食調理業務が安全かつ円滑に行えるよう、経費節減に努め、専門業者による保守点検を適宜行い、調理機器等の維持・管理を行っていく。また、今後、機器の維持管理等の観点も情報発信を行い、安全・安心な学校給食の提供を周知していく、でございます。

最後に、19ページ、図書館課のブックスタート事業でございます。

教育委員会事務点検評価委員会の評価につきましては、乳児の新規登録及び読書通帳の交付者数を増加させる方策について、SNS等の活用や関係機関との連携による、広いPR方法を検討していただきたい。事業の効果を対象の子どもに留めることなく関わる周囲の大人までの視点を持ち、事業の効果を十分に得ることができるよう実施いただきたい、でございます。

行政運営評価委員会の評価につきましては、成果指標の「新規登録・読書通帳交付者数」は、数値を追えない部分もあり再考が望ましい。他自治体では年齢別の登録率と利用率を集計している事例もある。この事業を通じた本に対する認識の変化や、図書館利用につながったことが分かるようにアンケートを行ったり、図書館の読み聞かせ企画等の場で意見をいただき取りまとめる等して検証に努めてほしい。また、次の3歳児健診までの期間で読み聞かせを行っていくことで子どもの読書の幅の広がりにもつながるので、そのフォローも重要である。保護者に響くような表現や伝える方法を工夫していただきたい。ブックスタートは福祉的な意味合いもあり、

全ての子どもたちに絵本を届ける観点から、障がいを持つ保護者や障がい児へのアプローチも検討していただきたい、でございます。

教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方でございますが、引き続き、絵本がもたらす効果を対象者に向けて積極的に周知するとともに、アンケートを実施し、その結果を元に事業実施につなげることにより、更に乳児の新規登録及び読書通帳の交付者数を増やしていく。また、今後、点字付き絵本や布の絵本の障害児への活用を広げていく、でございます。

ご報告は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 1点、記載の確認なんですけれども、最後のブックスタート事業のところなんですけれども、行政運営評価委員会の評価コメント、下から2行目の「障がい」の「がい」の字が平仮名で、今後の進め方のところは「障害児」の「害」の字が漢字になっています。これ、どちらかに統一しておいていただければと思います。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 申し訳ございません。表現を統一させていただきます。

今泉委員 よろしく申し上げます。

教 育 長 ほかに。よろしいでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 学務課のページについて確認です。行政運営評価委員会の評価コメントの中では「100%を目指すことが強く出過ぎないように」というコメントをいただいていますけれど、今後の進め方に「100%に近づけるために」という言葉が載っています。確かに実施主体としては予算をかけているわけですので100%を近づけることは目指していくべきものであるわけですが、ただ、これ市民向けには言葉としては受診率の高水準を維持していくためにとかささらに高くとか、100%という言葉をご指摘いただいた以上は、注意したほうがよろしいかと思えますけれど、いかがでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長　ご意見ありがとうございます。確かにそのとおりで、気持ちとしては具体的には100%を目指すというところでございますが、行政運営評価委員会のところを出過ぎないようにというような表現がございますので、こちらの100%という表現につきましては、例えば高水準でありますとか、表現の方法を改めさせていただきます。

杉本委員　承知しました。ありがとうございます。

教育長　ほかに。よろしいでしょうか。
杉本委員。

杉本委員　生涯学習課の成人式についてです。私は先ほども行政運営評価委員会のコメントを拝読して非常に勉強させていただいたなという思いでいるんですけど、成人式実行委員が責任をとれる体制で準備を進めていたことがよく伝わって、その部分を実績として示した方が「大人としての自覚と行動」を促す機会になったことが示せると考えるというご指摘をいただいています。

以前この上のほうの部分についてお示しいただいたときにはちょっと私も気づかない視点だったなと思っているわけですけど、ただ、このところが、私はこの指摘は大変的確だと受け止めていますけれど、下の今後の進め方に生かされていない、つながっていないかなというふうな思いもいたします。この2年間の成人式で最も大変な状況の中に、今までなかったような事態の中で新成人が自分たちの力で様々なルールを決めて安全・安心な成人式を行ったということ自体が大人としてのPRできるんじゃないかということですけど、今、日本の若者が社会参画、社会を自分の力で変えていけると思うという率が大変諸外国に比べて低い、30%、40%程度とかということが大変指摘されていますけれど、こんなふうなことこそが自分の力で社会を動かすということの若者の実感につながっていくのではないかと、そんなふうなところの視点を行政運営評価委員の先生方がご覧になってくださったんだなと思うんです。私はこここのところの今後の進め方の中にそんなふうな、コロナ禍でない時代になっても実行委員がこんなふうにして進めたということについて、市民や同年齢の若者、また今後、成人式の年代になる中高生、つまり市民全体に対してPRしていくということが稲城全体としても社会の成熟をさらに進めていくことにつながるんじゃないかなというふうにも思っております。そんなことで、ぜひこの指摘をつなげるような言葉を入れていただきたいというのが私の意見です。

教育長　生涯学習課長。

生涯学習課長　ただいま杉本委員がおっしゃった、今回、新成人、これコロナの関係あ

る・なしにかかわらず実行委員が責任を持って自分たちの式典をどのように進めていくかということをした経緯といったものをしっかりとPRするというを、今回この今後の進め方の中に記載をさせていただきたいと思います。また、実行委員長挨拶、ここではお示しはできないのですが、毎回毎回、昨年もそうですし、今年もこういうことで頑張ってきたんだというものを、その壇上でその場にいるということでの二十歳を迎える新成人にPRをしているんですが、そのところがなかなかここに文言で触れていなかったもので、今後のPRの方向としてそれも含めて報告にお載せして、またこういった機会があれば委員会の4月の点検評価票にも載せていきたいと思います。

以上でございます。

教育長 よろしいですか。

杉本委員 結構です。

教育長 ほかに。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第3号議案、「令和3年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和2年度事務事業）について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

教育長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。暫時休憩。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

次に、日程第7、報告事項です。本日の報告事項は2件です。

報告事項1、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についてを、教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についてご報告させ

ていただきます。報告事項1の資料をご覧ください。

令和4年1月21日から2月13日までまん延防止等重点措置が発出されたことに伴い、教育委員会各課の対応で変更がある課についてご報告をさせていただきます。

1番、学務課関係でございますが、学級に複数の児童・生徒の感染が確認された場合、学校と協議し、臨時休業を検討いたします。

2番、指導課関係でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をこれまで以上に徹底し、教育活動を継続いたします。

具体的には、毎朝の健康観察の実施、児童・生徒間の間隔の確保、換気の徹底、飛沫感染の可能性が高い学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「3密」を避けて実施する。部活動は、マスクを外しての活動や接触等を伴う活動等、可能な限り感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。また、市内及び市外における大会や練習試合等は、実施しない。中学校第1学年及び第2学年の野沢温泉村宿泊体験学習は、先方からの申出により、今期は実施しない。第1学年は令和4年度へ延期し、第2学年は現在別内容で実施を調整中でございます。

3番、学校給食課関係でございます。市立小・中学校が、学級閉鎖、休校等となった場合に、給食提供を中止することができるように準備、学校及び保護者の施設見学は、感染状況により受入人数の制限を実施するでございます。

そのほか、教育総務課の学校開放事業、生涯学習課の公民館、iプラザの利用、図書館の利用につきましては、開館時間については通常運営とするこれまでの対応を継続いたします。また、各施設とも感染症対策については、これまでどおり、公民館や図書館の座席数を減らす等の感染対策を継続する予定でございます。

報告は以上でございます。

教育長 以上で、報告事項1、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についての詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 教育委員会の対応とはちょっとずれるんですけど、指導課に。東京都の都立高校の入学者の推薦入試は1月の下旬ですよ、2月に入りますと一般入試かなと思いますが、何か東京都から対応等が示されているかどうか教えていただけますか。

教育長 指導課長。

指導課長 現時点ではコロナの陽性に該当する生徒については昨年どおりの対応ということで、家族の者が陽性で、要は濃厚接触者に当たる生徒がいた場合、それぞれの都立学校では別室を用意して対応するというような通知が先日出ております。それ以外につきましてはこれまでのインフルエンザの対応ということで、都立高のほうではそれに準ずるということで通知が出ております。

以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。大切な時期に入っていきますので、学校のサポート、よろしくをお願いします。

以上です。

教育長 ほかに、よろしいでしょうか。

ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項2、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入についてを、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 こちらの報告事項2にあります資料1でございますが、市議会定例会の閉会中に行われた福祉文教委員会で説明する内容として準備した資料でございます。1に導入の経緯について、2に地域教育懇談会と学校運営協議会の関係について、3として学校運営連絡協議会と学校運営協議会の比較について、最後、4番は今後のスケジュールについてご説明をする予定です。

4番のところをご覧くださいますと、本日の教育委員会定例会で「稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の上程を行っております。そして、28日には地域教育懇談会のブロック会があります。その会の後に構成員としての対象の方々をお呼びして、このコミュニティ・スクールの導入説明会を実施する予定でございます。来週月曜日の31日に福祉文教委員会にてこの内容の報告をさせていただきます。以下は、これまでお伝えさせていただいた内容の記載でございます。

その裏面でございますが、資料としまして学校運営連絡協議会と学校運営協議会、それぞれ目的、根拠例規、主な内容、委員等、報酬、そして最後、資料として学校数、こちらを比較してこのように変わりますということの説明させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長 以上で、報告事項2「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」

の導入について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
 これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午後 4 時40分閉会)